

RE: [WEB CAS formulator] 登録データ送信 [(5270) 公益通報受付]0708-006

1 件のメッセージ

公益通報 (外部) (kouekitu) <kouekitu@mhlw.go.jp>
To: "shukku9998@gmail.com" <shukku9998@gmail.com>

2025年7月9日 18:22

通報者 様

厚生労働省行政相談室です。

公益通報とは、違反行為が行われている事業所で働いている労働者等の方が、
違反行為に対する処分等権限のある行政機関に通報者が通報する制度となっております。

公益通報者保護法違反については、申し訳ありませんが、厚生労働省では対応は致しかねますので、
法律を所管する消費者庁までご相談するようお願いいたします。

<消費者庁 公益通報者保護制度相談ダイヤル(一元的相談窓口)>

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/contact

ご連絡は以上となります。

よろしくお願い致します。

-----Original Message-----

From: webq-admin@mhlw.go.jp <webq-admin@mhlw.go.jp>

Sent: Tuesday, July 8, 2025 2:28 PM

To: 公益通報 (外部) (kouekitu) <kouekitu@mhlw.go.jp>

Subject: [WEB CAS formulator] 登録データ送信 [(5270) 公益通報受付]0708-006

――| 登録データ送信 |――

フォームID : 5270 フォーム名 : 公益通報受付

＊等幅フォントでご覧になることをお奨めします。

登録日時 : 2025/07/08 14:27:31

IPアドレス : 172.16.11.73

ブラウザ情報 : Mozilla/5.0 (Windows NT 10.0; Win64; x64) AppleWebKit/537.36 (KHTML, like Gecko) Chrome/137.0.0.0

Safari/537.36

リンク元 : https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/kouekitsuhouseha/

▼法令違反又は法令違反の恐れがある行為の概要

本件通報は、前田建設工業株式会社およびその親会社インフロニア・ホールディングス株式会社において、公益通報者に対する制度的報復および通報制度そのものの黙殺が継続しているにもかかわらず、いずれの企業も調査・制度整備の義務を果たしておらず、かつ民事訴訟や労働裁判では対処できない構造的な制度違反であるため、厚生労働省のみが対応可能な領域に関して是正要請と調査を求めるものです。

特に以下の3点は、労働基準監督署では対処できない内容であり、厚生労働省本省の制度的判断が不可欠です

1. 通報制度の形骸化・黙殺

2025年3月以降、両社に対して複数の公益通報を実施しましたが、すべてにおいて実質的対応が行われておらず、自動返信以外の反応もなく、通報制度が形式的に存在するのみで運用されていない実態があります。

2. 公益通報が原因とされた「普通解雇」

2025年4月23日に通告された普通解雇処分、および同年4月25日付の解雇理由通知書において、通報者が「会社の名誉及び

信用を害する通報を複数の行政機関に送付した」とされ、就業規則第61条（名誉毀損等）に基づいて解雇されました。
これは、公益通報そのものを懲戒・排除理由として扱ったものであり、公益通報者保護法に明確に違反するものです。

3. 消費者庁による是正通知の無視

消費者庁は2025年5月29日付で、当該事業者に対して「通報制度の整備および実効的運用」を求める通知を正式に発出しました。しかし、企業側はこの是正要請にも応じておらず、制度整備義務を放棄した状態が続いています。

これらの状況は、民事解決や裁判での解決を想定した問題ではなく、「公益通報制度の制度設計そのものに起因する構造的欠陥」の象徴です。
特に本件は、「通報制度を用いた労働者が制度そのもので排除される」という深刻な矛盾を含んでおり、制度の信頼性・社会的持続性を根底から揺るがす問題です。
したがって、本件は公益通報者保護制度の国家的実効性を問う案件として、厚生労働省本省における制度的判断と行政的評価を求めます。

なお、本件は通報制度全体の設計不備および通報者排除構造を問う制度的評価に関するものであり、労働基準監督署が取り扱う個別の労務違反案件とは一線を画しています。

【証拠資料】必要に応じて郵送・別途提出可能です。

解雇理由通知書（2025年4月25日付）

「行政通報を理由とした解雇」であることが明記されている。就業規則第61条（名誉毀損等）を根拠に処分された文書。

消費者庁による是正通知（2025年5月29日付）

通報制度の整備および実効的運用を求めた正式通知文書。

公益通報の記録（通報文・送信履歴・メール等）

両社への複数回にわたる通報内容と、無反応の事実を記録した資料。

その他補足資料（必要に応じて提出）

通報後の経過、解雇に至るやり取り、制度黙殺を示す時系列の記録等。

本通報は公益通報者保護法第3条および第11条に基づき、民事訴訟や労働審判等の私法的手続とは異なる「行政による制度是正」を目的としたものです。

=====